

令和7年度

水質検査計画



舟形町水道事業

舟形町では、町民の皆様に安全で良質な水道水をお届けするために、これまで行ってきた水質検査の結果を踏まえ、令和7年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせいたします。

【水質検査計画とは】

水質検査計画とは、水源からご家庭の蛇口に至るまでの適正な水質管理を行うために、水質検査項目や検査回数などを定めたものです。法令に規定され、毎年、年度が始まる前に策定し公表することになっているものです。

【計画の内容】

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源状況並びに原水及び浄水の水質状況	1
(1) 水質基準項目の説明	2
(2) 原水の水質状況	4
①十二川原水源	4
②小松水源	5
(3) 浄水の水質状況	6
①十二川原水源	6
②小松水源	7
4. 水質検査項目及び検査頻度	8
①十二川原水源	8
②小松水源	9
別表1 水質管理目標設定項目	10
◎水質検査採水計画表	11
①十二川原水源（水質基準項目）	11
②十二川原水源（水質管理目標設定項目）	12
③十二川原水源（クリプトスポリジウム等）	12
④小松水源（水質基準項目）	13
⑤小松水源（水質管理目標設定項目）	14
⑥小松水源（クリプトスポリジウム等）	14
5. 浄水 放射性物質検査	15
6. 採水場所	15
7. 水質検査方法	15
8. 臨時の水質検査	15
9. 水質検査の委託	15
10. 水質検査計画及び検査結果の公表	15
11. 水質検査の精度と信頼性の保証について	15
12. 関係者との連携について	15
13. 系統図並びに給水区域	16

1. 基本方針

舟形町の水道事業では、供給する水が給水栓において、水道水質基準に適合していることを遵守するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

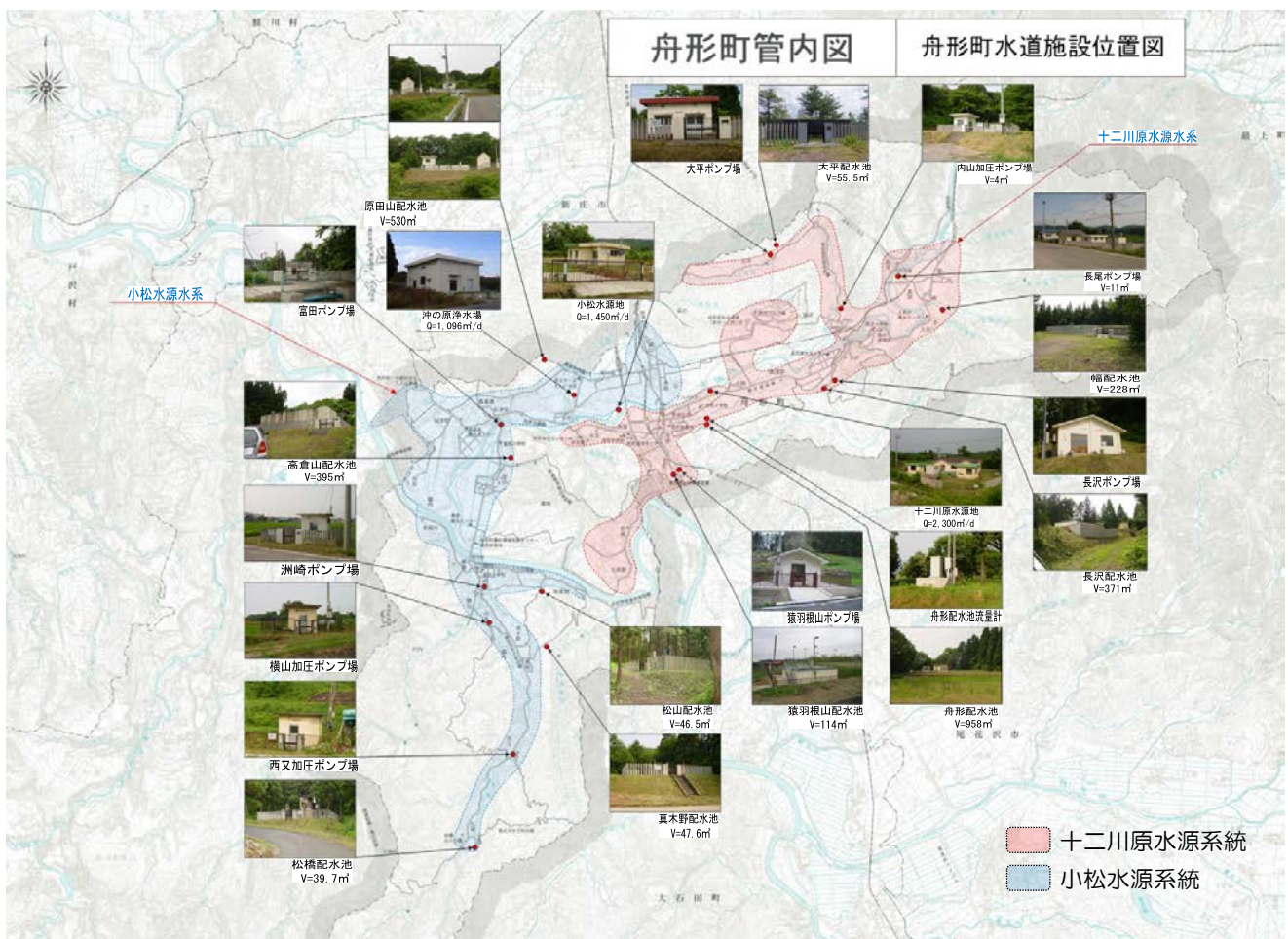
また、臨時に行う水質検査についても、計画書において行う際の要件、検査項目及び実施方法の原因について明らかにします。

尚、水質管理目標設定項目に含まれる農薬についても、必要に応じて検査を実施します。

水質検査計画による測定結果については、需要者に対して公表します。

2. 水道事業の概要

(1) 水道事業名	舟形町水道事業
(2) 計画給水人口	5, 530人
(3) 一日平均給水量	2, 047 m ³
(4) 水源の名前	十二川原水源地 小松水源地
(5) 水源種別	地下水（浅井戸） 地下水（浅井戸）
(6) 浄水処理方法	消毒 膜ろ過、消毒



3. 水源状況並びに原水及び浄水の水質状況

水源は、2箇所とも浅井戸で、現在までの水質は良好な状態を保っており、原水並びに浄水とも水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であるといえます。

しかし、近年の生活様式の変化や新たな化学物質の利用、消毒副生成物の発見など、環境は年々変化しているため、今後も水質検査を実施することにより水質監理を続けていかなければなりません。

(1) 水質基準項目（51項目）の説明

参考資料 (1)-a

区 分	項 目	基準値(mg/ℓ)	説 明
病原生物の指標	1 一般細菌	100個/mℓ以下	水の一般的洗浄度を示す指標です。著しく増加した場合には、排水等に汚染されている疑いがあります。塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
	2 大腸菌	検出されないこと	水の一般的洗浄度を示す指標です。著しく増加した場合には、排水等に汚染されている疑いがあります。塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。
無機物質・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。工場排水のおそれ。
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれ。
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こす。鉱山や工場排水混入のおそれ。
	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれ。
	8 六価クロム及びその化合物	0.02mg/ℓ以下	嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入のおそれ。
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	近年の知見から極めて低い濃度でも影響があることが分かってきたことから、幼児にメトヘモグロビン血症を発症させる。
	10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。工場排水混入のおそれ。
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。幼児にメトヘモグロビン血症（チアノーゼ症）を起こすことがあります。
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	温泉地帯の地下水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。工場排水混入のおそれ。
一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
	20 ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
消毒副生成物	21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムはトリハロメタンと呼ばれ、発ガン性のおそれがあります。
	22 クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	
	23 クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	
	26 臭素酸	0.01mg/ℓ以下	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	
	29 プロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	
	30 プロモホルム	0.09mg/ℓ以下	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	

参考資料 (1)-b

区 分	項 目	基準値(mg/ℓ)	説 明
色・味	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ 以下	鉱山、工場排水混入のおそれ、水道管の亜鉛メッキ銅管から溶け出すことがあります。毒性は弱く健康上の支障は少ないが、高濃度に含まれると白く濁ります。
	33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ 以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。
	34 鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ 以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	35 銅及びその化合物	1.0mg/ℓ 以下	鉄管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ 以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ 以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。主に地質に起因。
	38 塩化物イオン	200mg/ℓ 以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。
	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/ℓ 以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いと石けんの泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡泊でコクのない味がします。
	40 蒸発残留物	500mg/ℓ 以下	水をそのまま蒸発させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど、無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるまろやかな味になります。
発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ 以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	42 ジェオスミン	0.00001mg/ℓ 以下	藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ 以下	藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ 以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	45 フェノール類	0.005mg/ℓ 以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
味	46 有機物（全有機炭素の量）	3mg/ℓ 以下	水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。
	48 味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるもの他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49 臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類等や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。
	50 色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、有機高分子化合物や鉄やマンガンなど金属類です。
	51 濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土性物質、鉄サビ、有機物質などです。

水道水質基準は、水道法第4条に基づいて厚生労働省令によって定められています。

水質基準項目は、人の健康の保護の観点から設定された人の健康に関する項目（「1 一般細菌」から「31 ホルムアルデヒド」までの31項目）と、生活利用上障害が生ずるおそれの有無の観点から設定された水道水が有すべき性状に関する項目（「32 亜鉛及びその化合物」から「51 濁度」までの20項目）からなります。

(2) 原水の水質状況

①十二川原水源 原水

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	R4年度		R5年度		R6年度	
			第一取水	第二取水	第一取水	第二取水	第一取水	第二取水
1	一般細菌	<100個/㎖	0	0	0	0	2	2
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.01	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.4	0.4	0.5	0.5	1.7	1.7
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	<0.6	-	-	-	-	-	-
22	クロロ酢酸	<0.02	-	-	-	-	-	-
23	クロロホルム	<0.06	-	-	-	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	<0.04	-	-	-	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	-	-	-	-	-	-
26	臭素酸	<0.01	-	-	-	-	-	-
27	総トリハロメタン	<0.1	-	-	-	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	<0.2	-	-	-	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	-	-	-	-	-	-
30	ブロモホルム	<0.09	-	-	-	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	<0.08	-	-	-	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	<0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	<1.0	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02
36	ナトリウム及びその化合物	<200	7.6	7.8	8.1	8	8.5	8.3
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	<200	7.5	7.5	7.4	7.4	6.0	6.0
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	22	23	24	23	28	28
40	蒸発残留物	<500	110	110	77	82	77	80
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.3	6.4	6.4	6.5	6.3	6.3
48	味	異常でないこと	-	-	-	-	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.6	0.6	0.5	0.5	0.7	0.6
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	消毒の残留効果	-	-	-	-	-	-	-

②小松水源 原水

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	R4年度	R5年度	R6年度
1	一般細菌	<100個/mℓ	0	0	2
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.3	0.4	0.6
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.01	<0.01	<0.01
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	<0.6	-	-	-
22	クロロ酢酸	<0.02	-	-	-
23	クロロホルム	<0.06	-	-	-
24	ジクロロ酢酸	<0.04	-	-	-
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	-	-	-
26	臭素酸	<0.01	-	-	-
27	総トリハロメタン	<0.1	-	-	-
28	トリクロロ酢酸	<0.2	-	-	-
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	-	-	-
30	ブロモホルム	<0.09	-	-	-
31	ホルムアルデヒド	<0.08	-	-	-
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.005	<0.005	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01
35	銅及びその化合物	<1.0	<0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	<200	7.9	8.4	8.1
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	<200	8.4	8.2	7.5
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	24	25	29
40	蒸発残留物	<500	67	78	79
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	<0.3	<0.3	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.3	6.4	6.3
48	味	異常でないこと	-	-	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1
	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	消毒の残留効果	-	-	-	-

(3) 浄水の水質状況

①十二川原水源 浄水（野地区）

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	R4年度	R5年度	R6年度
1	一般細菌	<100個/mℓ	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.4	0.3	0.7
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	<0.6	0.14	0.23	0.09
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	<0.04	<0.002	<0.002	<0.002
25	ジブromクロロメタン	<0.1	0.003	0.003	0.002
26	臭素酸	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	<0.1	0.005	0.005	<0.004
28	トリクロロ酢酸	<0.2	<0.002	<0.002	<0.002
29	ブromジクロロメタン	<0.03	0.002	0.002	0.001
30	ブromホルム	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.01	<0.01	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	<0.3	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	<1.0	<0.01	0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	<200	8.5	8.6	8.7
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	<200	8	7.7	6.7
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	25	24	25
40	蒸発残留物	<500	71	66	75
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	0.3	0.4	0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.4	6.4	6.4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1
	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	消毒の残留効果	0.1以上	0.39	0.28	0.36

②小松水源 浄水（松橋地区）

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	R4年度	R5年度	R6年度
1	一般細菌	<100個/mℓ	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.3	0.2	0.5
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	0.01	0.01	0.01
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	<0.6	0.07	0.07	0.07
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	<0.06	0.001	0.001	0.001
24	ジクロロ酢酸	<0.04	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	0.004	0.005	0.004
26	臭素酸	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	<0.1	0.010	0.010	0.011
28	トリクロロ酢酸	<0.2	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	0.003	0.004	0.003
30	ブロモホルム	<0.09	0.001	<0.001	0.002
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.005	<0.005	0.007
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	<0.3	0.02	0.01	0.01
35	銅及びその化合物	<1.0	<0.005	<0.005	<0.005
36	ナトリウム及びその化合物	<200	8.6	9.5	8.4
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	<200	8.4	8.5	7.6
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	27	30	36
40	蒸発残留物	<500	72	83	75
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	<0.3	<0.3	<0.3
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.5	6.6	6.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	<0.5	<0.5	<0.5
51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1
	色	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	濁り	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
	消毒の残留効果	0.1以上	0.28	0.24	0.24

4. 水質検査項目及び検査頻度

①十二川原水源

省略不可

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値(浄水)	給水栓		検査計画頻度(回/年)		備考
				法定検査頻度	緩和可能検査頻度	蛇口	原水	
1	一般細菌	<100個/ml	0	1回/月	1回/月	12	1	
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	1	
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	4回/年	1回/3年	1	1	②
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005			1	1	②
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001			1	1	②
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001			4	1	①
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001			1	1	②
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.002			1	1	②
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004			4	1	①
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001		4回/年	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.7		1回/3年	4	1	①
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08			1	1	②
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1			4	1	①
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002			1	1	②
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005			4	1	①
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001			1	1	②
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001			1	1	②
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001			1	1	②
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001			1	1	②
20	ベンゼン	<0.01	<0.001			1	1	②
21	塩素酸	<0.6	0.23		4回/年	4	-	
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002			4	-	
23	クロロホルム	<0.06	<0.001			4	-	
24	ジクロロ酢酸	<0.04	<0.002			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	0.003			4	-	
26	臭素酸	<0.01	<0.001			4	-	
27	総トリハロメタン	<0.1	0.005			4	-	
28	トリクロロ酢酸	<0.2	<0.002			4	-	
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	0.002			4	-	
30	ブロモホルム	<0.09	<0.001			4	-	
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008			4	-	
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	0.01		1回/3年	1	1	②
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01		1回/年	4	1	①
34	鉄及びその化合物	<0.3	<0.03		1回/3年	1	1	②
35	銅及びその化合物	<1.0	0.01			1	1	②
36	ナトリウム及びその化合物	<200	8.7			1	1	②
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001			1	1	②
38	塩化物イオン	<200	8.0	1回/月	1回/月	12	1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	<300	25	4回/年	1回/3年	1	1	②
40	蒸発残留物	<500	75		1回/年	1	1	①
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02		1回/3年	1	1	②
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	1回/月 (発生時期)	1回/月	1	1	②
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001			1	1	②
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.002	4回/年	1回/3年	4	1	①
45	フェノール類	<0.005	<0.0005			4	1	①
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	<3	0.4	1回/月	1回/月	12	1	
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.4			12	1	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	-	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	<0.5			12	1	
51	濁度	2度以下	<0.1			12	1	

省略する理由 ①過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略。
②過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため1回/3年に省略できるが、水質の変化に対応できるよう1回/年とする。

省略しない理由 ①過去3年間の検査結果では省略可能だが、水源の周辺状況や使用薬品等を考慮し省略しない。
②省略条件を満たしていない。

②小松水源

 省略不可

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値(浄水)	給水栓		検査計画頻度(回/年)		備考
				法定検査頻度	緩和可能検査頻度	蛇口	原水	
1	一般細菌	<100個/ml	0	1回/月	1回/月	12	1	
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			12	1	
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	4回/年	1回/3年	1	1	②
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005			1	1	②
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001			1	1	②
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001			4	1	①
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001			1	1	②
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.001			1	1	②
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004			4	1	①
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001		4回/年	4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.5		1回/3年	4	1	①
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08			1	1	②
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1			4	1	①
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002			1	1	②
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005			4	1	①
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001			1	1	②
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001			1	1	②
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001			1	1	②
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001			1	1	②
20	ベンゼン	<0.01	<0.001			1	1	②
21	塩素酸	<0.6	0.07		4回/年	4	-	
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002			4	-	
23	クロロホルム	<0.06	0.001			4	-	
24	ジクロロ酢酸	<0.04	<0.003			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	0.005			4	-	
26	臭素酸	<0.01	<0.001			4	-	
27	総トリハロメタン	<0.1	0.011			4	-	
28	トリクロロ酢酸	<0.2	<0.003			4	-	
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	0.004			4	-	
30	ブロモホルム	<0.09	0.002			4	-	
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008			4	-	
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.01		1回/3年	1	1	②
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01		1回/年	4	1	①
34	鉄及びその化合物	<0.3	0.02		1回/3年	1	1	②
35	銅及びその化合物	<1.0	<0.01			1	1	②
36	ナトリウム及びその化合物	<200	9.5			1	1	②
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001			1	1	②
38	塩化物イオン	<200	8.5	1回/月	1回/月	12	1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	<300	36	4回/年	1回/3年	1	1	②
40	蒸発残留物	<500	83		1回/年	1	1	①
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02		1回/3年	1	1	②
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	1回/月 (発生時期)	1回/月	1	1	②
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001			1	1	②
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.005	4回/年	1回/3年	4	1	①
45	フェノール類	<0.005	<0.0005			4	1	①
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	<3	<0.3	1回/月	1回/月	12	1	
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1	
48	味	異常でないこと	異常なし			12	-	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			12	1	
50	色度	5度以下	<0.5			12	1	
51	濁度	2度以下	<0.1			12	1	

省略する理由	①過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略。
	②過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため1回/3年に省略できるが、水質の変化に対応できるよう1回/年とする。
省略しない理由	①過去3年間の検査結果では省略可能だが、水源の周辺状況や使用薬品等を考慮し省略しない。
	②省略条件を満たしていない。

令和6年度 舟形町水道 水質管理目標設定項目

番号	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	検査計画	備 考
			給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	<0.02	1回/年	
2	ウラン及びその化合物	<0.002	1回/年	
3	ニッケル及びその化合物	<0.02	1回/年	
4	(削除)	-	-	
5	1,2-ジクロロエタン	<0.004	1回/年	
6	(削除)	-	-	
7	(削除)	-	-	
8	トルエン	<0.4	1回/年	
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	<0.08	1回/年	
10	亜塩素酸	-	-	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため省略
11	(削除)	-	-	
12	二酸化塩素	-	-	消毒剤として二酸化塩素を使用していないため省略
13	ジクロロアセトニトリル	<0.01	1回/年	
14	抱水クロラール	<0.02	1回/年	
15	農薬類	1以下		下記10項目検査
16	残留塩素	<1.0	1回/年	
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100	1回/年	
18	マンガン及びその化合物	<0.01	1回/年	
19	遊離炭酸	<20	1回/年	
20	1,1,1-トリクロロエタン	<0.3	1回/年	
21	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	<0.02	1回/年	
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	<3.0	1回/年	
23	臭気強度 (TON)	<3.0	1回/年	
24	蒸発残留物	30~200	1回/年	
25	濁度	1度以下	1回/年	
26	pH値	7.5程度	1回/年	
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度とし、極力0	1回/年	
28	従属栄養細菌	2000個以下	1回/年	
29	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	1回/年	
30	アルミニウム及びその化合物	<0.1	1回/年	
31	PFOS及びPFOA	<0.00005	1回/年	

番号	農薬検査項目	目標値 (mg/ℓ)	備 考
1	グリホサート	<2	
2	ジメタメトリン	<0.02	
3	デフリルトリオン	<0.002	
4	ピラクロニル	<0.01	
5	ピラゾキシフェン	<0.004	
6	ピリブチカルブ	<0.02	
7	ブタクロール	<0.03	
8	ブレチクロール	<0.05	
9	プロモブチド	<0.1	
10	ベンゾピシクロン	<0.09	
合計 (10項目)			

舟形町水質検査採水計画表（R7年度）

①十二川原水源（水質基準項目）

省略不可

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値(浄水)	法定検査 頻度	緩和可能 検査頻度	給水栓（野地区）																原水
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	8月			
1	一般細菌	<100個/ｍℓ	0	1回/月	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1			
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず		1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1		
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	4回/年	1回/3年							●						1	1			
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005											●					1	1		
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001											●					1	1		
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001			●			●					●		●			4	1		
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001											●					1	1		
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.002											●					1	1		
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004			●			●					●		●			4	1		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001			4回/年	●			●				●					4	1		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.7			1回/3年	●			●				●		●			4	1		
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08											●					1	1		
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1		●				●					●					4	1		
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002											●					1	1		
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005		●				●					●		●			4	1		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001											●					1	1		
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001											●					1	1		
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001											●					1	1		
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001											●					1	1		
20	ベンゼン	<0.01	<0.001											●					1	1		
21	塩素酸	<0.6	0.23		4回/年		●			●				●			●			4	-	
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002			●			●					●			●			4	-	
23	クロロホルム	<0.06	<0.001	●				●					●			●			4	-		
24	ジクロロ酢酸	<0.03	<0.002	●				●					●			●			4	-		
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	0.003	●				●					●			●			4	-		
26	臭素酸	<0.01	<0.001	●				●					●			●			4	-		
27	総トリハロメタン	<0.1	0.005	●				●					●			●			4	-		
28	トリクロロ酢酸	<0.03	<0.002	●				●					●			●			4	-		
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	0.002	●				●					●			●			4	-		
30	ブロモホルム	<0.09	<0.001	●				●					●			●			4	-		
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008	●				●					●			●			4	-		
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	0.01	1回/3年								●						1	1			
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01	1回/年	●			●				●			●			4	1			
34	鉄及びその化合物	<0.3	<0.03	1回/3年								●						1	1			
35	銅及びその化合物	<1.0	0.01										●					1	1			
36	ナトリウム及びその化合物	<200	8.7										●					1	1			
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001										●					1	1			
38	塩化物イオン	<200	8		1回/月	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	25	4回/年	1回/3年							●						1	1			
40	蒸発残留物	<500	75		1回/年								●						1	1		
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02	1回/3年	1回/3年							●						1	1			
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001		1回/月 (発生時期)	1回/月							●						1	1		
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001	4回/年	1回/月							●						1	1			
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.002		1回/3年	●			●				●			●			4	1		
45	フェノール類	<0.005	<0.0005		●			●					●			●			4	1		
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	0.4		1回/月	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1		
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.4				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1
50	色度	5度以下	<0.5				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1
51	濁度	2度以下	<0.1	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	

舟形町水質検査採水計画表（R6年度）

②十二川原水源（水質管理目標設定項目）

番号	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値	給水栓（野地区）												回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	アンチモン及びその化合物	<0.02	<0.001				●									1
2	ウラン及びその化合物	<0.002	<0.0002				●									1
3	ニッケル及びその化合物	<0.02	<0.001				●									1
4	（削除）	-	-				-									-
5	1,2-ジクロロエタン	<0.004	<0.0004				●									1
6	（削除）	-	-				-									-
7	（削除）	-	-				-									-
8	トルエン	<0.4	<0.001				●									1
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	<0.08	<0.008				●									1
10	亜塩素酸	-	-				-									-
11	（削除）	-	-				-									-
12	二酸化塩素	-	-				-									-
13	ジクロロアセトニトリル	<0.01	<0.001				●									1
14	抱水クロラル	<0.02	<0.002				●									1
15	農薬類	<1	<1				●									1
16	残留塩素	<1.0	0.43				●									1
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100	29				●									1
18	マンガン及びその化合物	<0.01	<0.001				●									1
19	遊離炭酸	<20	15				●									1
20	1,1,1-トリクロロエタン	<0.3	<0.001				●									1
21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	<0.02	<0.002				●									1
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	<3.0	1.2				●									1
23	臭気強度（TON）	<3.0	<1.0				●									1
24	蒸発残留物	30～200	99				●									1
25	濁度	<1.0	<0.1				●									1
26	pH値	7.5程度	6.4				●									1
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度とし、極力0	-3.0				●									1
28	従属栄養細菌	2000個以下	15				●									1
29	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.001				●									1
30	アルミニウム及びその化合物	<0.1	<0.01				●									1
31	PFOS及びPFOA	<0.00005	<0.000005				●									1

番号	農薬検査項目	目標値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値	給水栓（野地区）												回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	グリホサート	<2	<0.02				●									1
2	ジメタメトリン	<0.02	<0.0002				●									1
3	テフリルトリオン	<0.002	<0.00002				●									1
4	ピラクロニル	<0.01	<0.0001				●									1
5	ピラゾキシフェン	<0.004	<0.00004				●									1
6	ピリブチカルブ	<0.02	<0.0002				●									1
7	ブタクロール	<0.03	<0.0003				●									1
8	プレチラクロール	<0.05	<0.0005				●									1
9	プロモブチド	<0.1	<0.001				●									1
10	ベンゾビシクロン	<0.09	<0.0009				●									1

③十二川原水源（クリプトスポリジウム等）

番号	検 査 項 目	基準値	過去3年間 最大値	原 水												回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	嫌気性芽胞菌（指標菌）	-	0	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
2	大腸菌数MPN（指標菌）	-	0	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12
3	クリプトスポリジウム	不検出	不検出				●									1
4	ジアルジア	不検出	不検出				●									1

舟形町水質検査採水計画表（R7年度）

④小松水源（水質基準項目）

省略不可

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値(浄水)	法定検査 頻度	緩和可能 検査頻度	給水栓（松橋地区）														原水
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数	8月	
1	一般細菌	<100個/ｍℓ	0	1回/月	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1		
2	大腸菌	検出されないこと	検出せず			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	
3	カドミウム及びその化合物	<0.003	<0.0003	4回/年	1回/3年							●					1	1		
4	水銀及びその化合物	<0.0005	<0.00005											●				1	1	
5	セレン及びその化合物	<0.01	<0.001											●				1	1	
6	鉛及びその化合物	<0.01	<0.001			●			●					●				4	1	
7	ヒ素及びその化合物	<0.01	<0.001											●				1	1	
8	六価クロム化合物	<0.02	<0.001											●				1	1	
9	亜硝酸態窒素	<0.04	<0.004			●			●					●				4	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	<0.01	<0.001				4回/年	●			●			●				4	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.5				1回/3年	●			●			●				4	1	
12	フッ素及びその化合物	<0.8	<0.08											●					1	1
13	ホウ素及びその化合物	<1.0	<0.1			●				●				●				4	1	
14	四塩化炭素	<0.002	<0.0002										●					1	1	
15	1,4-ジオキサン	<0.05	<0.005			●				●				●				4	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	<0.001										●					1	1	
17	ジクロロメタン	<0.02	<0.001										●					1	1	
18	テトラクロロエチレン	<0.01	<0.001										●					1	1	
19	トリクロロエチレン	<0.01	<0.001										●					1	1	
20	ベンゼン	<0.01	<0.001										●					1	1	
21	塩素酸	<0.6	0.07		4回/年	4回/年	●			●			●				4	-		
22	クロロ酢酸	<0.02	<0.002				●			●			●		●				4	-
23	クロロホルム	<0.06	0.001	●					●			●		●				4	-	
24	ジクロロ酢酸	<0.03	<0.003	●					●			●		●				4	-	
25	ジブロモクロロメタン	<0.1	0.005	●					●			●		●				4	-	
26	臭素酸	<0.01	<0.001	●					●			●		●				4	-	
27	総トリハロメタン	<0.1	0.011	●					●			●		●				4	-	
28	トリクロロ酢酸	<0.03	<0.003	●					●			●		●				4	-	
29	ブロモジクロロメタン	<0.03	0.004	●					●			●		●				4	-	
30	ブロモホルム	<0.09	0.002	●					●			●		●				4	-	
31	ホルムアルデヒド	<0.08	<0.008	●			●			●		●				4	-			
32	亜鉛及びその化合物	<1.0	<0.01		1回/3年							●					1	1		
33	アルミニウム及びその化合物	<0.2	<0.01		1回/年	●			●			●					4	1		
34	鉄及びその化合物	<0.3	0.02	1回/3年	1回/3年							●					1	1		
35	銅及びその化合物	<1.0	<0.01											●				1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	<200	9.5											●				1	1	
37	マンガン及びその化合物	<0.05	<0.001											●				1	1	
38	塩化物イオン	<200	8.5			1回/月	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	<300	36	4回/年	1回/3年							●					1	1		
40	蒸発残留物	<500	83		1回/年								●					1	1	
41	陰イオン界面活性剤	<0.2	<0.02		1回/3年								●					1	1	
42	ジェオスミン	<0.00001	<0.000001	1回/月 (発生時期)	1回/月							●					1	1		
43	2-メチルイソボルネオール	<0.00001	<0.000001											●				1	1	
44	非イオン界面活性剤	<0.02	<0.005	4回/年	1回/3年	●			●			●			●		4	1		
45	フェノール類	<0.005	<0.0005			●			●			●			●			4	1	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	<3	<0.3				1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1
47	pH値	5.8以上8.6以下	6.6		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	
48	味	異常でないこと	異常なし		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	-	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	
50	色度	5度以下	<0.5		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	
51	濁度	2度以下	<0.1		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	12	1	

舟形町水質検査採水計画表（R7年度）

⑤小松水源（水質管理目標設定項目）

番号	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値	給水栓（松橋地区）													回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	アンチモン及びその化合物	<0.02	<0.001				●									1	
2	ウラン及びその化合物	<0.002	<0.0002				●									1	
3	ニッケル及びその化合物	<0.02	<0.001				●									1	
4	（削除）	-	-				-									-	
5	1,2-ジクロロエタン	<0.004	<0.0004				●									1	
6	（削除）	-	-				-									-	
7	（削除）	-	-				-									-	
8	トルエン	<0.4	<0.001				●									1	
9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	<0.08	<0.008				●									1	
10	亜塩素酸	-	-				-									-	
11	（削除）	-	-				-									-	
12	二酸化塩素	-	-				-									-	
13	ジクロロアセトニトリル	<0.01	<0.001				●									1	
14	抱水クロラール	<0.02	<0.002				●									1	
15	農薬類	<1	<1				●									1	
16	残留塩素	<1.0	0.32				●									1	
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10～100	35				●									1	
18	マンガン及びその化合物	<0.01	<0.001				●									1	
19	遊離炭酸	<20	10				●									1	
20	1,1,1-トリクロロエタン	<0.3	<0.001				●									1	
21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	<0.02	<0.002				●									1	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	<3.0	1.3				●									1	
23	臭気強度（TON）	<3.0	<1.0				●									1	
24	蒸発残留物	30～200	100				●									1	
25	濁度	<1.0	<0.1				●									1	
26	pH値	7.5程度	6.6				●									1	
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度とし、極力0	-3.0				●									1	
28	従属栄養細菌	2000個以下	0				●									1	
29	1,1-ジクロロエチレン	<0.1	<0.001				●									1	
30	アルミニウム及びその化合物	<0.1	<0.01				●									1	
31	PFOS及びPFOA	<0.000005	<0.000005				●									1	

番号	農薬検査項目	目標値 (mg/ℓ)	過去3年間 最大値	給水栓（松橋地区）												
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	回数
1	グリホサート	<2	<0.005				●									1
2	ジメタメトリン	<0.02	<0.0002				●									1
3	テフリルトリオン	<0.002	<0.00002				●									1
4	ピラクロニル	<0.01	<0.0001				●									1
5	ピラゾキシフェン	<0.004	<0.00004				●									1
6	ピリブチカルブ	<0.02	<0.0002				●									1
7	ブタクロール	<0.03	<0.0003				●									1
8	プレチラクロール	<0.05	<0.0005				●									1
9	プロモブチド	<0.1	<0.001				●									1
10	ベンゾビシクロン	<0.09	<0.0001				●									1

⑥小松水源（クリプトスポリジウム等）

番号	検 査 項 目	基準値	過去３年間 最大値	原 水													回数
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	嫌気性芽胞菌（指標菌）	-	0		●			●			●			●		4	
2	大腸菌数MPN（指標菌）	-	0		●			●			●			●		4	
3	クリプトスポリジウム	不検出	不検出					●								1	
4	ジアルジア	不検出	不検出					●								1	

※膜ろ過装置での浄水処理により指標菌・原虫検査の回数を4回／年に設定。

5. 浄水 放射性物質検査

放射性物質は放射性セシウム134及び137の検査を3箇月に1回の頻度で検査します。

6. 採水場所

原水については水源ごと1箇所ずつ、浄水については水源系統ごとに給水栓から1箇所ずつ、計4箇所から採水します。

7. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令（平成15年度厚生労働省令第101号）の規定に基づく告示に示された検査法により行います。

8. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (イ) 水源の水質が著しく悪化した時。
- (ロ) 水源に異常があった時。
- (ハ) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行している時。
- (ニ) 浄水過程に異常があった時。
- (ホ) 配水管の大規模な工事
- (ヘ) その他特に必要があると認められる時。

9. 水質検査の委託

水質検査のうち、毎日検査の3項目並びにその他の項目については委託して行います。委託先は水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は皆様に公表し、内容についてご意見を参考にさせていただきながら毎年より良い計画書を作成して参ります。

また、検査結果につきましても随時公表いたします。

11. 水質検査の精度と信頼性の保証について

水質検査委託先については検査精度と信頼性を重視し、水質基準項目において全ての項目が自社分析できる検査機関を選定しています。

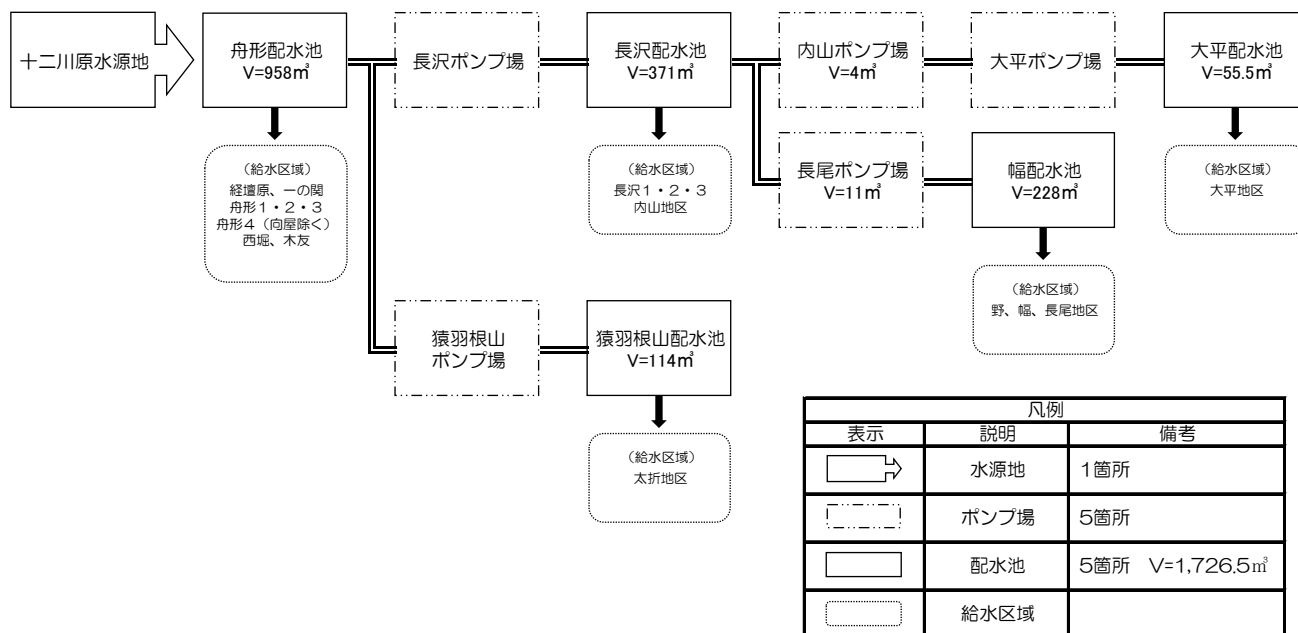
12. 関係者との連携について

水源井戸の周辺で水質事故が発生した場合には、保健所と連携して現場調査及び水質検査を行います。

13. 系統図並びに給水区域

舟形町水道
P=5,530人 Q=2,460m ³ /日

(十二川原水源系統)



(小松水源系統)

